

おおとう

実りの秋

2022 OCT.

10

No. 375



衆議院議長
細田博之
ひろゆき

全国町村会副会長
福岡県町村会会長
永原譲二

▲「町村の振興を考える会」意見交換懇談会での、細田博之氏との写真

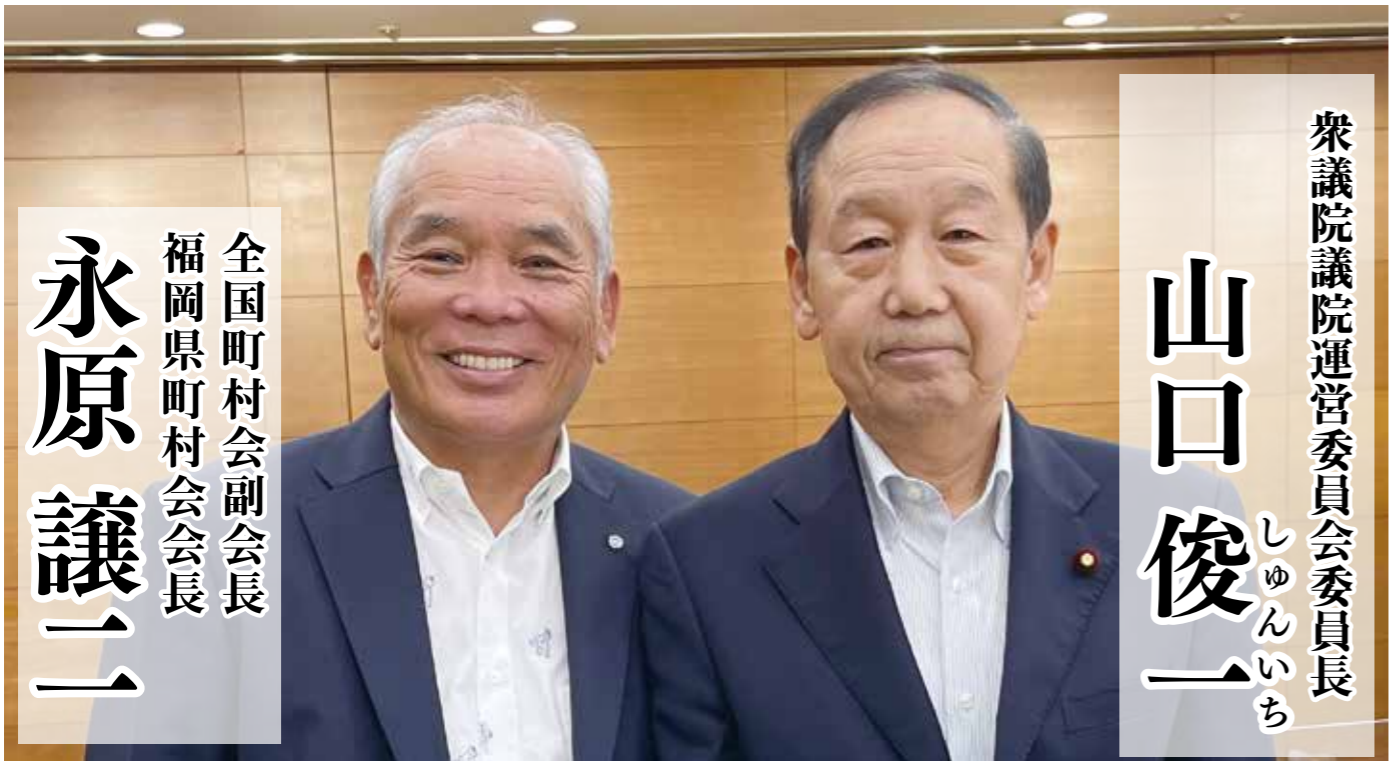


谷公一
こういち

国家公安委員会委員長
内閣府防災担当大臣

全国町村会副会長
福岡県町村会会長
永原譲二

▲「町村の振興を考える会」意見交換懇談会での、谷公一氏との写真



全国町村会副会長
福岡県町村会会長
永原譲二

衆議院議院運営委員会委員長
山口俊一
しゅんいち

▲「町村の振興を考える会」意見交換懇談会での、山口俊一氏との写真

こちら町長室 × 過疎地域の発展

今回のこちら町長室では、今年度上半期の振り返りや、過疎地域の発展、今後の地方自治体に求められることについてお話しします。

今年度上半期を振り返り

令和4年度も半年が経過し、国内におきましては、新型コロナウイルス感染症が引き続き収束にまで至らず、福岡県におきましては、現在も福岡県におきましては、引き続き、予断を許さない状況が続いています。(9月22日現在)

新型コロナウイルス感染症予防対策として、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の接種を進めてきたところであります。

また、本年10月からは町民の皆さまの日常生活における経済的支援として、本町独自の商品券等配布事業や新生児向け特別定額給付金事業などを行います。(4〜7ページ参照)

さらに、町営住宅の老朽化に伴う建て替えや、総合福祉センターの老朽化に伴う整備、また、教育分野においては、学力向上事業や、義務教育学校設立事業、田川地区8市町村が共同利用するごみ処理施設・埋立処分施設の建設など、様々な事業を進めています。

このような各施策・事業の実施には、当然財源が必要となりますが、主な財源として、過疎

対策事業債や国・県からの交付金・補助金などがあり、その中でも、とりわけ過疎対策事業債が重要な財源となります。

過疎対策事業債の重要性

本町において、過疎対策事業債は、町道の整備や道の駅おとう桜街道の建設、各種イベントの実施、田川地区8市町村が共同利用するし尿処理施設・ごみ処理施設・埋立処分施設の建設など、様々な事業の財源となっています。

過疎対策事業債は、過疎地域に指定された市町村が、それぞれの計画に基づいた事業を行うための財源として、特別に発行が認められた地方債であります。元利償還金の7割が普通交付税として国から交付を受けるため、結果として町の実質的な負担は3割となるなど、非常に有利な財源であり、本町の各施策・事業の実施に必要な不可欠な財源です。

今後の町村の発展のために、過疎対策事業債を始めとした、国からの効果的な財政支援を受けるため、町村の現状や、町村が求めている支援について、大

任町長として、また、全国町村会副会長として、国会議員や各省庁の幹部などに直接お会いし、要望活動に尽力しております。

地方自治体に求められること

これからの地方自治体に求められることは、いかに知恵を絞り、様々な交付金や補助金を有効に活用しながら、町民の福祉の向上と町の発展に繋がる事業を行っていくかということです。

今後、地方におきまして、少子化や東京一極集中による人口減少により、ますます過疎化が予測されるなかで、過疎地域の地方自治体は、どうすれば必要十分な財源を確保できるか、また、どうすれば人口の減少に歯止めをかけられるかということを常に考え、行動していく必要があります。

今後、国や県と、より一層強いパイプを構築し、情報共有を行いながら、全町民の福祉の向上と本町の振興・発展を目指すとともに「住みたい町・住み続けたい町・誰もが住みたくなる町」を実現すべく、実効性のある施策を行ってまいります。

②特産品セットを配布

☎ 総務企画財政課 企画財政係 ☎ 63・3000 (代表)

その2 特産品セット贈呈事業

町民の健康増進を図るべく、全世帯に対し、本町の特産品であるニンニクを使用した加工品と大ちゃん納豆をまとめた、特産品セットを贈呈します。

<対象者> 令和4年10月1日現在において、大任町に住民登録がある世帯

<贈呈内容> 特産品セット（熟成黒にんにく、黒にんにくドレッシング、黒にんにく万能だれ、ニンニク球、ウコン入りニンニク球、大ちゃん納豆2パック）

<特産品セットの受取期間および受取窓口>

大任町元気回復商品券と同様ですので、4ページをご参照ください。

※対象となる方には、10月中旬に引換券（文書）を発送します

③世帯員全員がマイナンバーカード申請済の新生児1人につき **10万円**を給付

その3 新生児向け特別定額給付金

☎ 福祉課 福祉係 ☎ 63・3004

町民の出産後の経済的な支援および子どもの健やかな成長を応援するため、本町独自で新生児に給付金を支給します。

<支給要件> ※令和2年度に実施された給付金事業で令和3年3月31日までに出生した方には、すでに給付済です

- ①令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に出生していること
- ②新生児と養育者が大任町に住民登録があること
- ③世帯員全員がマイナンバーカードの交付申請をしていること

<給付額> 新生児1人につき10万円

<給付方法および提出書類> 令和3年4月1日から令和4年9月30日までに生まれた方は、福祉課より対象者に通知を送付します。

令和4年10月1日以降に生まれた方は、出生届を提出された際に申請書をお渡しします。申請書に必要事項を記載のうえ、福祉課までご持参ください。

※他市町村で、同様の給付金を受給された場合は対象外です

※世帯員全員がマイナンバーカードを申請後に給付金を申請してください（対象期間中にマイナンバーカードの交付を受けた場合も対象となります）

①全ての町民一人につき1万円分の商品券を配布

☎ 総務企画財政課 企画財政係 ☎ 63・3000 (代表)

大任町元気回復商品券配布事業

町民の日常生活における経済的支援として、全町民に対し、1万円分の大任町元気回復商品券を贈呈します。

<対象者> 令和4年10月1日現在において、大任町に住民登録がある方

※対象となる方には、10月中旬に引換券（文書）を発送します

<額面> 一人あたり1万円分（500円券×20枚）

<商品券の受取期間および受取窓口>

10月24日（月）～11月4日（金）	役場1階 町民ホール
11月7日（月）～12月23日（金）	役場2階 総務企画財政課

※受付時間：9時～17時（土日祝除く）

また、平日受取が困難な方のため、下記の日程で臨時窓口を開設します。

11月6日（日）9時～17時	役場1階 町民ホール
12月11日（日）9時～17時	役場1階 町民ホール

<商品券の使用期間> 令和4年10月24日（月）～令和5年3月12日（日）

<使えるお店> 大任町内の加盟店舗で使用することができます。加盟店舗については商品券配布時にお渡しするチラシをご確認ください。

さらに5千円分の商品券も

マイナンバーカードをお持ちの方、または、配布期間中にマイナンバーカードの申請を行った方に、追加で商品券を贈呈します。

<対象者>

- ①令和4年10月1日現在において、大任町に住民登録がある方
- ②すでにマイナンバーカードの交付を受けている方、または令和4年12月23日までに交付申請を行った方

<額面> 一人あたり5千円分（500円券×10枚）

<商品券の受取期間および受取窓口><商品券の使用期間><使えるお店>については上記と同様です。

※マイナンバーカードは大任町役場住民課または、インターネットで交付申請することができます。また、平日来庁が困難な方のため、臨時窓口を開設しています。臨時窓口の日程や申請に必要なものなど詳細については、12ページをご確認ください。

こちら町長室 × 【第④期】 新型コロナウイルス感染症対策応援事業

子どもインフルエンザ予防接種助成

季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行が懸念されるため、**町内在住の高校3年生相当年齢以下の方***を対象に、**インフルエンザ予防接種費用を全額助成**します。

※「高校3年生相当年齢」とは、令和5年4月1日時点で18歳の年齢の方を指します
※この予防接種は定期の予防接種とは違い、予防接種法に基づかない任意の予防接種です。予防接種に対する正しい理解の下で、お子さんの健康にお役立てください

<対象者>

接種日に大任町に住民登録があり、**生後6か月～高校3年生相当年齢の方**

<接種および助成対象期間>

令和4年10月1日(土)～令和5年3月31日(金)

<助成内容>

予防接種費用を全額助成

※接種時13歳未満は2回接種分、13歳以上は1回接種分

<医療機関へ持参するもの>

住所・氏名、年齢が確認できるもの(健康保険証・母子手帳等)

※田川地区内の登録医療機関では、自己負担なく無料で接種できます。しかし、未登録医療機関や田川地区外の医療機関で接種した場合、いったん窓口で接種費用を自己負担していただくことになります。その際は、後日、住民課衛生係で申請していただくことにより、自己負担した費用をお支払いします。13歳未満の2回接種対象の方は、2回接種後に申請をお願いします。窓口負担の有無については、予約の際に医療機関にご確認ください。

<申請に必要なもの>

①医療機関が発行する領収書と予防接種済証 ②印かん ③通帳またはキャッシュカード

④インフルエンザの予防接種費用を 全額助成します

問 住民課 衛生係
☎ 63・3003

高齢者インフルエンザ定期予防接種助成

重症化リスクの高い高齢者等に、**インフルエンザ定期予防接種費用を全額助成**します。

<対象者> ※接種日現在で次の1.2いずれかに該当する方

1. 65歳以上の方
2. 60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓、呼吸器の機能で、身体障害者手帳1級程度の方またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に1級相当の障害のある方

※接種日に大任町に住民登録がある方に限ります

<接種および助成対象期間>

令和4年10月1日(土)～令和5年3月31日(金)

<助成内容>

予防接種費用を全額助成(自己負担分1,000円を助成)

<医療機関へ持参するもの>

住所・氏名、年齢が確認できるもの(健康保険証等)

※田川地区内の登録医療機関では、自己負担なく無料で接種できます。しかし、未登録医療機関や田川地区外の医療機関で接種した場合、いったん窓口で接種費用を自己負担していただくことになります。その際は、後日、住民課衛生係で申請していただくことにより、自己負担した費用をお支払いします。窓口負担の有無については、予約の際に医療機関にご確認ください。

<申請に必要なもの>

①医療機関が発行する領収書と予防接種済証 ②印かん ③通帳またはキャッシュカード

教育長が2期目再任

9月議会にて、議会の同意を得て、桑野敏朗さんが大任町教育長に9月4日付けで再任しました。任期は令和7年9月3日までの3年間で



▲桑野教育長（左）と永原町長（右）

新教育委員の就任

9月議会にて、議会の同意を得て、帆足昌平さんが大任町教育委員に9月5日付けで就任しました。任期は令和8年9月4日までの4年間で

帆足さんは、文化財専門委員としての活動や、毎朝の子どもたちの通学の見守りボランティアなど大任町の教育行政の推進に取り組んでいます。



▲帆足教育委員（左）と永原町長（右）

新監査委員の就任

9月議会にて、議会の同意を得て、安武英明さんが監査委員に9月1日付けで就任しました。任期は令和8年8月31日までの4年間で



▲安武監査委員（左）と永原町長（右）

農作業等のモラルを守りましょう

トラクター・コンバインなどの農機具を使用したときには、土をつけたまま道路を通行すると、土が道路に落ち自動車や自転車、歩行者などの通行に支障をきたし大変危険です。農機具などについた土は農地の中で落として移動するようにしてください。



☎大任町農業委員会 ☎63・3001

成人用肺炎球菌ワクチン

成人用肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌が原因となって起こる高齢者の肺炎などの発病や重症化を防ぐためのものです。

■対象者 大任町に住居がある人で、令和4年度は下記の表に該当する人

■接種料金 3千円（自己負担）

※一人一回に限ります。過去に一度でも成人用肺炎球菌ワクチンを受けた人は対象外となります

■接種医療機関 かかりつけの医療機関か役場へお問い合わせください

■申込先 直接医療機関へ連絡してください
※予防接種を受けることで、すべての肺炎を予防できるというわけではありません

☎住民課衛生係 ☎63・3003

自衛官採用試験・就職説明会

令和4年度自衛官採用試験を次のとおり実施します。

■自衛官候補生（任期制自衛官）

■とき ウエブ試験（筆記）
11月13日（日）～15日（内1日）
口述・身体検査

ワクチン対象者年齢表	
65歳	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日
70歳	昭和27年4月2日～昭和28年4月1日
75歳	昭和22年4月2日～昭和23年4月1日
80歳	昭和17年4月2日～昭和18年4月1日
85歳	昭和12年4月2日～昭和13年4月1日
90歳	昭和7年4月2日～昭和8年4月1日
95歳	昭和2年4月2日～昭和3年4月1日
100歳	大正11年4月2日～大正12年4月1日

小字地名を廃止します

大任町内には、約700件の小字地名がありますが、一部の人権上問題がある不適切な小字地名による差別を解消し、併せて登記手続に係る合筆等の事務の簡素合理化を図るため、令和4年10月1日から町内全ての小字地名を廃止します。

なお、今回の廃止は、地域で呼称として小字地名を使用することを制限するものではありません。

☎総務企画財政課 総務係 ☎63・3000

第13回ふくおか町村フェア

県内町村の自慢の特産品やグルメが天神に大集合。本町もニンニクを活用した加工品や納豆、椿油などの特産品を販売する予定です。町村の魅力に触れることのできるイベントですので、ぜひ、お越しください。

■とき 10月22日（土） 10時30分～16時30分
10月23日（日） 11時～16時

■ところ 天神中央公園（福岡市中央区天神1-1）

☎福岡県市町村振興局政策支援課 ☎092・643・3180



後期高齢者の歯科健診

後期高齢者医療広域連合では、左記の被保険者を対象に、後期高齢者の口腔機能低下や肺炎等の疾病を防止するため、歯科健診を実施しています。令和4年度の受診期限は令和4年12月末までです。まだ受診されていない方は、お早めに予約のうえ、受診券を持って受診してください。受診券をお持ちでない方は、問い合わせ先までご連絡ください。

■受診対象者 昭和21年4月1日～昭和22年3月31日生まれの本年度76歳になる方
※長期入院の方、施設入所の方等を除く

※例外として、令和4年12月末までに限り、77歳以上になられる被保険者で一度も受診していない方は受診できます。ただし、昨年度までに受診した方は受診できません。また、75歳以下の方は、対象年齢（76歳）になってから受診してください



☎092・651・3111

☎福岡県後期高齢者医療広域連合

お問い合わせセンター

■受診時に持っていくもの

・受診券（事前に記入してください）

・被保険者証又はマイナンバーカード

・自己負担金 300円

■受診の方法 必ず同封している実施医療機関に予約のうえ、受診してください。なお、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、医療機関にあらかじめ電話にてご相談のうえ、受診を検討してください

■受診期間 令和4年6月から令和4年12月末まで（実施医療機関の休診日を除く）

■受診券の送付時期 令和3年5月下旬に広域連合より送付しています

国民年金だより

問い合わせ

☎0949・22・0891

☎63・3004

初めて年金制度に加入（20歳到達者）する方へ

日本年金機構では、初めて年金制度に加入する20歳到達者に対して、国民年金制度を理解していただくために、従来の紙で送付している案内に加え、より興味を持っていただき、国民年金の大切さやメリット、手続等をわかりやすく表現した動画を日本年金機構ホームページで公開しています。

動画の内容

- ① 年金制度やメリットなど
- ② 保険料の納付方法
- ③ 学生納付特例制度について
- ④ 免除・納付特例制度について
- ⑤ 臨時特例免除制度について

☎日本年金機構 直方年金事務所 ☎0949・22・0891

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html



▲日本年金機構ホームページはこちら

【国民年金には以下のようなメリットがあります】

老後を支える終身保障

「老齢基礎年金」が受け取れる一生涯の保障です。

万が一の障害や遺族を保障

老後だけでなく現役世代の保障も充実しています。

保険料が所得から控除

納めた保険料の全額が所得から控除されます。

基礎年金の半分は国（税金）が負担

基礎年金の半分は国（税金）から支払われています。

枝が道路に出ていませんか

生け垣や植木などの緑は、生活に潤いを与えてくれる大切なものですが、公の場所である道路まで伸びてしまった枝や竹林などは、道路を狭く感じさせ、通行上の安全を確保する上で問題があります。

【賠償責任も】

これらが原因となり、車両や歩行者に事故が発生した場合には、所有者が賠償責任を負わなければならないことがあります。(民法第717条・道路法第43条)

【所有者が適切な管理を】

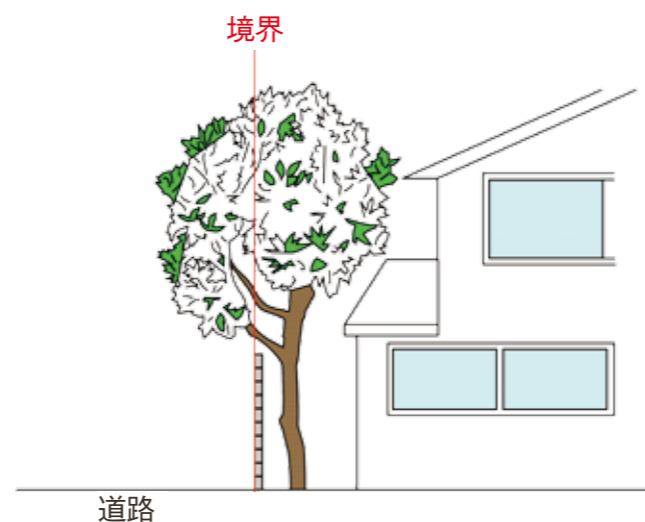
私有地から道路上に張り出している枝や葉は、土地所有者に所有権があるため、災害時(大雨、台風等)による倒木などの緊急時を除き、町で勝手に切ることができません。(民法第233条)

次のような状況が見られる場合は、土地の所有者が、樹木の伐採や枝払いをお願いします。

- 道路、歩道へ樹木が張り出している
- 枯れ木、折れ枝などにより通行の妨げになる、またはその恐れがある
- 竹木が生い茂ることにより通行の妨げになる、またはその恐れがある

安全確保はもちろん、快適に暮らすためにも、もう一度家の周りなどの所有地を見回り、お手入れをしていただきますようお願いします。

問 事業課 ☎63・3001



ご存じですか 「児童の権利に関する条約」

「児童の権利に関する条約」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。みんなで子どもの権利を守りましょう。

【条約の主な内容】

- 子どもは教育を受けたり遊んだりする権利を持っています
- 子どもは自由に考え、信じる権利を持っています
- 家庭環境に恵まれない子どもに保護と援助が与えられるべきです
- 子どもはあらゆる差別や暴力、虐待などの不当な扱いから守られるべきです

問 福岡県 人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局政策課 ☎092・643・3134

10月は里親月間です！

「行ってきます」「ただいま」「おはよう」「おやすみ」「いただきます」「ごちそうさま」いつも同じ人が一緒に家の中に居て声をかけてくれる。子どもたちの人生では、このような声かけがある生活はその子にとって、とても大切なものになります。そして、育てる大人にとっても、人生の宝物になっていくと私たちは思います。里親制度はこの生活を支えていく大切な制度です。福岡県では、さまざまな事情で約1,700人の子どもたちが自分の家族と離れて生活しています。そのうち、里親さんと一緒に生活している子どもは、約2割にとどまっています。私たちは、多くの子どもたちが里親さんと幸せに生活をしてもらえるように、里親支援を積極的に行っています。

【里親には四つの種類があります】

子どもたちのさまざまな事情に応じて対応するため、養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親があります。

【養育に必要な費用が支給されます】

子どもを育てるために必要な生活費、教育費、医療費などが支給されます。また、養育里親と専門里親には里親手当が支給されます。

【里親になるまでの流れ】

①里親制度の説明

里親希望者にはガイダンスを行い、里親制度の仕組みや里親になるまでの流れなどを説明します。

②研修及び里親登録

里親希望者は研修(講義及び実習)を受けることとなります。

- ・基礎研修 (講義・施設見学1日間)
- ・登録前研修 (講義2日間・施設実習2日間)

研修終了後、家庭の状況調査と県の審議会を経て里親登録となります。

③子どもとの生活を始めるまで

里親さんと子どもとの生活を始める前には、面会、外出などの交流を行います。また交流中は子育て相談や支援などを行います。

④子どもとの生活が始まってから

家庭訪問や電話連絡を通して里親さんや子どものお話し等を聞き、関係機関とも連携した支援を行います。また、里親さんや子どもと一緒に自立に向けた支援計画を立て、相談や、アフターケアも行います。

※里親について関心や質問のある方は、下記までご連絡ください。

問 田川児童相談所 ☎42・0499

問 社会福祉法人嘉穂郡社会福祉協会 フォスタリング機関そわか ☎0948・42・1052
【今年度から福岡県の里親養育包括支援業務(田川・京築児童相談所管轄地区)を受託しています】

こんなときは必ず



14日以内



に届出を

手続きにはマイナンバーカード(個人番号カード)もしくは通知カードと顔写真付身分証明書が必要です。また、年金手帳が必要となる場合がありますので、併せて持参してください。

	こんなとき	手続きに必要なもの
国保に加入するとき	他の市町村から転入したとき	印かん、マイナンバー ※転入手続き後に加入手続きをしてください
	職場の健康保険をやめたとき 扶養家族から外れたとき	印かん、マイナンバー、社会保険資格喪失連絡表
	子どもが生まれたとき	印かん、マイナンバー
	生活保護を受けなくなったとき	印かん、マイナンバー、保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	他の市町村に転出するとき	印かん、マイナンバー、世帯全員の国民健康保険証 ※転出手続き後に喪失手続きをしてください
	職場の健康保険に入ったとき 扶養家族になったとき	印かん、マイナンバー、国民健康保険証、加入した職場の健康保険証
	死亡したとき	印かん、マイナンバー、国民健康保険証(世帯主が死亡したときは家族全員分) ※葬祭費の手続きも必要です(喪主を確認できるもの、喪主の振込先)
	生活保護を受けるようになったとき	印かん、マイナンバー、国民健康保険証、保護開始決定通知書
その他のとき	同じ市町村内で住所が変わったとき	
	世帯主が変わったとき	印かん、マイナンバー、世帯全員の国民健康保険証
	世帯が分かれたときや一緒になったとき	
	氏名が変わったとき	印かん、マイナンバー、国民健康保険証
	修学のため別に住所を定めるとき	印かん、マイナンバー、国民健康保険証、在学証明書など
	保険証を紛失したり、破損したりしたとき	印かん、マイナンバー、身分を証明するもの、破損した国民健康保険証

加入手続きをしないでいると

日本の健康保険制度は、すべての人が何らかの健康保険に加入するという国民皆保険制度になっています。そのため、国民健康保険への加入届出が遅れても、職場の健康保険を脱退したときや、他の市区町村から転入したときにさかのぼって国民健康保険の被保険者になります。

国民健康保険税も、国民健康保険の被保険者になった月にさかのぼって課税されますので、いざ保険証が必要になったときに加入すると、数年分の税金が一気にかかり、経済的な負担も大きくなります。

やめる手続きをしないでいると

会社の健康保険などに入っても、やめる手続きをしない限り国民健康保険に加入し続けていることになり、国民健康保険税が請求されます。そのため、知らないうちに二重に保険税を納めてしまうことにもなります。

また、国民健康保険の資格がないのに、国民健康保険の保険証を使って医療を受けた場合、負担した医療費をあとから返してもらうこととなります。

作ろう！マイナンバーカード

現在、大任町のマイナンバーカード交付率は37.1% (令和4年9月1日時点) となっており、令和3年9月1日時点に比べ、8.88ポイント増加していますが、まだまだ全国的に低い数値となっています。

そこで、今年度においても、マイナンバーカード交付率を50%に引き上げることを目標としています。

マイナンバーカードは、身分証として使えるだけでなく、行政手続きの際に必要な書類を省略できます。また、健康保険証の利用申込みや公金受取口座の登録がはじまっております。これを機に、みなさんの生活を便利にする「マイナンバーカード」を作ってみませんか？

マイナンバーカードを、国民健康保険証または、後期高齢者医療保険証として利用されたい方は、福祉課 国保年金係にお問い合わせください。

【住民課 戸籍係の窓口でカードの申請ができます】

住民課 戸籍係では、マイナンバーカードを申請する際に必要となる顔写真を無料で撮影し、申請の補助を行っています。

また、役場でマイナンバーカードを申請していただいた方に限り、「本人限定受取郵便(書留)」にて、マイナンバーカードをご自宅にお送りします。申請の際に必要なもの等については、お問い合わせください。

マイナンバーカードの申請について 問 住民課 戸籍係 ☎ 63・3003

国民健康保険証・後期高齢者医療保険証について

問 福祉課 国保年金係 ☎ 63・3004

その他のご質問について 問 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120・95・0178

マイナンバーカードが 時間外・休日でも受け取れます

マイナンバーカードの時間外窓口を下記のとおり開設します。

■ 開設時間

平日時間外：19時まで(土日祝除く) ※前日17時までに要予約

10月15日(土)：9時から12時まで ※事前の予約は必要ありません

11月6日(日)：9時から17時まで ※事前の予約は必要ありません

■ 対象者

仕事や学業などで開庁時間内に来庁できない人

■ 申請に必要なもの

本人確認書類(運転免許証、パスポート等)、交付申請書(お持ちの方のみ)、通知カード(手元に無い場合は不要)

■ 利用できる手続き

マイナンバーカードの申請および交付のみ

※各種証明書の交付や住民異動などの手続きは行いませんので、ご注意ください

予約時間や申請に必要なものについてはお問い合わせください

問 住民課 戸籍係 ☎ 63・3003



大任無限創立 30 周年記念大会

日付 10月30日 **日**
 11月 3日 **木**
 11月 5日 **土**
 予備日 11月 6日 **日**

会場
 大任球場をメインに
 田川市郡の球場 全8会場

安武 政樹 監督からのコメント
 「大任無限がこうして30周年を迎えることができましたのは、チームのOBや、その子たちを支えてくれた保護者の方々がいたからです。青少年育成のため、健全な子どもたちの未来を大任無限を通して育てていきたいと思えます。また、この大会での、子どもたちの勇姿を観戦いただき、応援して欲しいと思えます。そして、試合を観戦し、野球というスポーツに興味をもっていただけましたら、ぜひ大任無限に入部し、一緒に野球をしましょう」
 大任無限 監督 安武 政樹 ☎ 090・3031・4658

サボテン花図鑑



種属 サボテン科 エキノカクタス属
特徴 原産地はメキシコで、丸い球体を金色のとげが覆っていて、花は30～40年経て、直径が40cm位になると咲きます。高さは最大1m以上になります。絶滅危惧種で、野生の状態で見られるのは極めて稀です。当館スタッフが花から採取した種を6月にまき育てています。今だと小さな金鯰（直径0.5cm）もお楽しみいただけます。

ふるさと館おおう ☎ 41・2055

金鯰（きんしゃち）

まちの芸術品



●作品名 「おかめとひよっこ」
 （大任町文化連盟手芸教室から選出）
 ●作者 白水 長江さん
 ●コメント 「手芸を始めて約15年になります。手芸の魅力は自分が良いと思うものを好きに組み合わせると自分だけの作品が作れるところです。興味のある人は是非、一緒にしましょう。」

▼きれいな白い花が咲きました



9月4日、サポテンハウスでドラゴンフルーツの花が開花しました。今年は1度に8個も開花し、サポテンハウスの記録上最多の数です。毎年夏～秋に数回花を咲かせ実を付けますが、開花は一夜限りで翌朝にはしぼんでしまいます。花は19時頃から開き始め21時頃全開になり、このタイミングで人工受粉をします。受粉が成功していれば10月中旬頃、実を収穫予定です。

▼横断歩道を渡るときは手を挙げて渡りました



9月13日、大任小学校で、交通安全教室が行われました。1年生は横断歩道の正しい渡り方を、4年生は自転車の正しい乗り方を学びました。今回は、速賀自動車学校、福岡県トラック協会、田川警察署の協力により、実際に車両を用いて実技指導を行い、日常の中に潜む危険を回避する方法を分かりやすく学びました。

▼最後は参加者全員で写真を撮りました



8月中旬、第11期田川飛翔塾が開催されました。田川飛翔塾とは、将来、様々な分野でリーダーとして活躍する人材を育成するため、各界の第一線で活躍されている講師陣による講義やグループワークなどを行う6日間のサマースクールです。大任中学校からは2年生の丹村 結愛さんと梶原 稜太郎さんの2名が参加し、日常の学校生活では得られない経験ができました。

夜にしか見られない花

ドラゴンフルーツの花が開花

右を見て、左を見て、右を見て

大任小学校交通安全教室

将来を担う若者

第11期田川飛翔塾

▼堂々と発表していました



8月18日、福岡県緑の少年団連盟および福岡県の主催で、福岡県緑の少年団交流集会在オンラインで開催されました。交流集会上には、大任中学校を代表し、3年生の小坪 杏也佳さんと重岡 裕翔さんが参加しました。大任中学校での花いっぱい運動など、緑化活動について発表を行いました。

▼今任小学校 植村校長が発表している様子



▼大任中学校 奥校長が発表している様子



8月31日、経済産業省、福岡県教育委員会、田川地区8市町村など約50か所をオンラインでつなぎ、首長や教育長、学校関係者など約150名が参加し「未来の教室オンラインキャラバン in たがわ」が行われました。

オンラインキャラバンでは、国が進める「未来の教室」構想の内容や今後の人材育成のあり方、地区内の事例紹介などが紹介されました。

事例紹介では、後藤寺小学校（田川市）とともに、本町の今任小学校と大任中学校がICT教育の取り組みを発表しました。

緑の大切さを学ぶ

福岡県緑の少年団交流集会

教育行政の推進のため

未来の教室オンラインキャラバン in たがわ



奥永 浩司さん (島台)

大任町の防災・防犯のために

今月のクローズアップは、今年8月1日から大任町役場で勤務をされている奥永 浩司さんです。

奥永さんは、消防士として田川地区消防署で40年間勤められ、地域の消防活動などに尽力されました。また、消防署を退職したあとは、大任町のコミュニティバスの運転手として10年間勤められました。長年の消防・防災活動の経験を活かし、大任町での「自主防災組織」の設立推進や、子どもたちの登下校時などの防犯パトロールに従事しています。

そんな奥永さんに趣味を聞いてみると「ゴルフが若いころから好きで続けています。20代のころから初めて40年以上しています。月に2、3回コースをまわったり、打ちっぱなしに行ったりしています」と笑顔で話してくれました。

最後に、今後の意気込みを聞いてみると「消防署での勤務経験を活かし、消防・防災の推進をしていきたいと思えます。今は地域の防犯パトロールをしています。また、4月1日から勤務されている安武重幸さんと協力し「自主防災組織」の設立推進もしています。「自主防災組織」とは安全で安心して住めるまちを目指し防災に関して、特に共助を重点に、地区の協働体制を確立するための組織です。8月末には16の地区が設立してくれました。その他にも、地区の中で話を進めてくれている地区があるので、数はもっと増えてくると思います。今後は各地区の「自主防災組織」と各関係機関の連携体制を確立し、平時での避難訓練の実施や、災害発生時のより迅速な対応ができるような体制の整備などを行っていきたく考えています」と話してくれました。

クローズ・アップ
Close-up!
大任町 防災・防犯担当

10月生まれ お誕生日おめでとう



白川 湊くん 1歳
令和3年10月15日生まれ
柿原・男の子



松本 聖華ちゃん 3歳
令和元年10月10日生まれ
道善・女の子

11月生まれを募集

11月に誕生日を迎える3歳までのお子さんの写真を募集します。次回の締め切りは**10月14日**です。

☎総務企画財政課 広報係 ☎63・3000

教育通信 教育委員会

「新しい教育」の実現に向けた ステップアップ

令和3年度町内小中学校で一人一台タブレットを使う授業がスタートして一年が過ぎました。

子どもたちは、授業だけでなくさまざまな教育活動において、タブレットを使うようになりました。その結果、子どもたちは、タブレットの操作に慣れて、タイピングも上手になってきました。

先生たちは、電子黒板やプロジェクターを使ってデジタル教科書や資料を画面に映し出すなどして、日々授業を行っています。

教育委員会では7月21日と25日の2日間にわたって、外部から講師を招いてオンラインで、先生たちのICT活用技能研修を各学校で行いました。

アプリを使って教師と子どもたちをつなぎ、子どもたちの意見を活発に引き出す効果的な使い方などの実技研修になりました。

これまでにない新しい授業に向けて、これからの授業が楽しみです。



▲今任小



▲大任小



▲大任中

☎教育課 学校教育係 ☎63・3110

図書室だより ☎ OTOレインボーホール ☎63・4832

10月の休室日

日	月	火	水	木	金	土
25	26	27	28	29	30	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

■ の日が休室日です。

● 開室時間 9時～17時
※休室日を変更する場合があります。

● 貸し出し 合計/10点
※CDとDVD(ビデオ)は1点ずつ
※そのほか、多数在庫しています
※リクエストも受け付けています



一般書

- 残された人が編む物語
- 夜に星を放つ
- るるぶ 湯布院 黒川' 23

桂 望実 著
窪 美澄 著

児童書

- おおきいちいさい
- 胎内記憶図鑑
- なぜからはじまる体の科学「動く」編

たけうち ちひろ 作
のぶみ さく
和氣 秀文 監

DVD

- サンドラの小さな家
- いつでも夢を
- はたらく細胞!! vol. 4

フィリダ・ロイド 監
野村 孝 作
小倉 宏文 監

CD

- ユーミンをめぐる物語
- 残響散歌 / 朝が来る
- ah 一面白かった

JUJU 歌
Aimer 歌
吉田 拓郎 歌

地域ぐるみの「つながり」「きずな」を築く

【社協だより】

☎大任町社会福祉協議会 ☎63・4828

～支え合い 未来につなげる おくり物～

赤い羽根共同募金

「赤い羽根共同募金運動」は毎年10月1日から12月31日に行われます。昨年も皆様から多くのご寄付をお寄せいただきありがとうございました。

お寄せいただいたご寄付は、大任町の社会福祉事業のほか、災害時のボランティア活動の支援等に活用されます。今年も共同募金運動を展開しますので、皆様のご協力をよろしくお願いします。

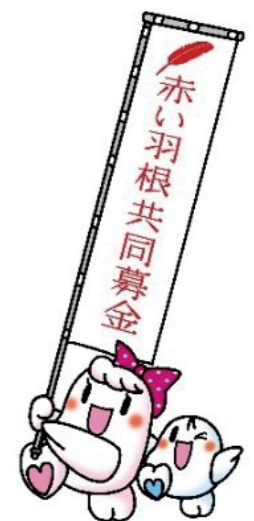
期 間：10月1日から12月31日まで

受 付 場 所：老人福祉センター内 (大任町大字大行事3090番地)

※窓口での受付は、土日祝日を除き12月28日までの8時30分～17時です。

☎福岡県共同募金会 大任町支会 (大任町社会福祉協議会 内)

☎63・4828



新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について

町内施設等の対応について

通常通り施設の利用受付を行っています。施設に入られる際は、マスクの着用や咳エチケット、「三密」を避けるなど感染対策を行ってください。また感染拡大防止のため名簿に氏名、連絡先、入退室時間を記載いただきます。(9月22日時点)

- 大任町役場コミュニティセンター
☎総務企画財政課 総務係
☎63・3000
- 大任町公民館
- B&G 海洋センター体育館
- 上屋付多目的広場
- 町民野球場
- 自然の森キャンプ場
- 町民グラウンド
- 学校施設 (体育館・武道場)
- サポテンハウス
- ふるさと館おおとう (臨時休館中)
☎大任町教育委員会 教育課 社会教育係
☎63・3110
- 島台隣保館
- 今任町民会館
☎福祉課 福祉係 ☎63・3004
- 子育て支援センター
☎大任町社会福祉協議会
☎63・4828
- OTOレインボーホール (ホール・図書室)
☎OTOレインボーホール
☎63・4832

イベントの中止・延期について

下記のイベントは、中止します。(9月22日時点)

- 総合文化祭
- しじみ祭り
- 人権講演会

※今後の状況により、変更がありましたら大任町ホームページに掲載します。

☎大任町新型コロナウイルス感染症対策本部
☎63・3000

☆まちのイベント☆

1/8
日
開催
誓いを新たに！羽ばたけ若人たち
令和4年度 大任町二十歳のつどい

町では新成人の二十歳の門出を祝って、下記のとおり二十歳のつどいを開催します。

■とき 令和5年1月8日(日) 受付:13時30分 開式:14時(予定)

■ところ レインボーホール

■対象者 平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの人
※町内在住の方には、12月上旬までに案内状を送付します。また、他市町村に転出している方も出席できますので、ご連絡ください
※今後の新型コロナウイルス感染症拡大状況により、変更や中止、従来とは異なる式典内容等を行う場合がありますので、ご了承ください

☎教育課 社会教育係 ☎63・3110



人の動き (令和4年8月末現在)

	65歳未満	65歳以上	計
男	1,592人 (+6)	769人 (-3)	2,361人 (+3)
女	1,625人 (-1)	1,164人 (-4)	2,789人 (-5)
計	3,217人 (+5)	1,933人 (-7)	5,150人 (-2)
世帯数			2,629世帯(+1)

※数字は住民基本台帳から。()内は前月比

◆今月の表紙は、稲刈りの写真です。観測史上最長で梅雨明けとなった今年には、日照時間が長く例年よりも少し早く刈りの時期を迎えました。



◆今月の表紙

お説びと訂正
▼広報おおとう4月号の社協だよりの香典返しにおいて、寄附者の方を「永原 月見」と紹介していましたが、正しくは「永原 月美」です。お詫びして訂正します。

10月行事予定表

神無月

日	月	火	水	木	金	土
場所 【集会室】 →役場住民集会室 【視聴覚】 →役場視聴覚室 【多目的】 →役場多目的ホール 【公民館】 →大任町公民館	26	27	28	29	30	1
			新型コロナウイルス感染症の影響により、変更がある場合は、ホームページ等でお知らせします			
2	3	4 ふれあい弁当 (配食見守りサービス) 2カ月児 親子家庭訪問 (対象者個別通知) 【対象者自宅】 ※要予約	5 心配ごと相談 (人権・行政相談あり) 【視聴覚10時～12時】	6 ふれあい弁当 (配食見守りサービス)	7	8
9	10 スポーツの日	11 ふれあい弁当 (配食見守りサービス) 子育て相談 (対象者個別通知) 【集会室 9時30分～16時30分】 ※要予約	12 心配ごと相談 【視聴覚10時～12時】	13 ふれあい弁当 (配食見守りサービス)	14	15
16 今任小学校 協力スポーツ祭り	17	18 ふれあい弁当 (配食見守りサービス)	19 心配ごと相談 【視聴覚10時～12時】 乳児健診 (4・7・12カ月児 対象者個別通知) 【レインボーホール 13時30分～14時30分】	20 ふれあい弁当 (配食見守りサービス)	21 弁護士出張 無料相談 【研修室13時～16時】 ※事前申し込み必要	22
23 大任小学校 体育会	24	25 ふれあい弁当 (配食見守りサービス)	26 心配ごと相談 (女性民生委員が対応) 【視聴覚10時～12時】	27 ふれあい弁当 (配食見守りサービス)	28	29
30 大任中学校 文化祭	31	10月30日(日) 読書週間イベント 【レインボーホール 10時30分～11時30分】 事前申込み必要		10月31日(月) 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 第4期納期限		10月31日(月) 町県民税 固定資産税 第3期納期限

田川警察署からのお知らせ

10月11日から10月20日までは、全国地域安全運動の期間です。犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会を目指して、地域で防犯活動に取り組みましょう。
《子どもと女性の犯罪被害防止》
～子どもへの指導ポイント～
○出かける時は、誰とどこに行き、何時に帰るのかを保護者に伝える
○防犯ブザーなどの防犯グッズを持たせる
○近所の人に挨拶をする習慣をつける
○一人で留守番する時のルールを家族で決めておく
～女性の防犯対策～
○夜道でのスマホ等「ながら歩き」をやめ、なるべく人通りの多い道を通る
○エレベーター内では非常ボタンがすぐに押せる場所に立つなど、常に周囲を警戒する
○自宅では玄関や窓の鍵かけの習慣をつける



■防犯・交通の問い合わせ
田川警察署 ☎42・0110

交通事故発生状況(8月中)

- 物件事故 8件(90件)
 - 人身事故 2件(18件)
 - 死亡者数 0件(0件)
 - 負傷者数 4件(36件)
- ()内は令和4年の累計





大任町地域子育て支援センター すまいる

すまいるからののお知らせ

カラフルな紅葉やイチョウは、赤や黄色や緑と鮮やかな秋を演出してくれています。
「食欲の秋」「スポーツの秋」「読書の秋」「芸術の秋」など、色々な秋がありますが、皆さんはどんな秋を楽しみますか？

子育てイベント 「みんなでヨーイ！どん！」

いつも明るく元気な熊丸みつ子先生による「ふれあい親子遊び」を行います♡
一緒に楽しい時間を過ごしませんか？

日時：10月23日(日)10:30～12:00
(受付10:00から)

場所：大任町大任事3090番地
レインボーホール

定員：10組
締切：10月20日(木)17時まで

ミニミニ運動会

10月の親子あそびで「ミニミニ運動会」を開催します。
みんなで身体を動かして、運動会を楽しみましょう！

日時：10月17日(月)
10:30～11:30

場所：大任町大任事3090番地
子育て支援センター

Halloween

季節のイベント「ハロウィン仮装スタンプラリー」を開催します。敷地内に設置しているハロウィンのスタンプをカードに押して回りますよ！

日時：10月28日(金)10:30～12:00

場所：大任町大任事3090番地
レインボーホール

定員：10組
締切：10月25日(火)17時まで

※ベビーカーで回る方はご持参ください。

令和4年 大任町地域子育て支援センターすまいる 10月行事予定

日	月	火	水	木	金	土
開館時間 10:00～16:00 子育て相談 10:00～16:00 場所：レインボーホール 休館日：■連絡先：090-7170-4742		新型コロナウイルス感染症予防対策として検温・手指消毒・簡単な健康チェック等を入館時にお願いしています。職員による感染症対策も徹底していますので、安心して利用できます。			子育て支援センターのホームページへGO！	
子育て支援センターを利用の際は、必ず電話予約をお願いします。						1
2	3	4	5	6	7	8
フレファミリー教室 10:00～12:00	開放サロン	開放サロン	ベビサロン 10:30～11:30 出張育児相談	開放サロン	開放サロン	
9	10	11	12	13	14	15
		開放サロン	ベビサロン 10:30～11:30	開放サロン	開放サロン	
16	17	18	19	20	21	22
	親子あそび 「ミニミニ運動会」 10:30～11:30	開放サロン	開放サロン 出張育児相談	開放サロン	開放サロン	
23	24	25	26	27	28	29
子育てイベント 10:30～12:00	開放サロン	開放サロン	開放サロン		季節のイベント 「ハロウィン仮装スタンプラリー」 10:30～12:00	
30	31					